「市町村子ども・子育て支援事業計画」 作成時の利用希望などの把握について

※ 子ども・子育て会議(第1回)の資料6-4について、いただいたご意見を踏まえて 修正を加えたもの

平成 25 年 6 月 10 日

1. 制度上の位置付け

- 〇市町村子ども・子育て支援事業計画には、計画期間(5年間)について「量の 見込み」と「確保の内容」・「実施時期」を記載。
- ○「量の見込み」は、「現在の利用状況」+「今後の利用希望」を踏まえて設定。←「今後の利用希望」を把握するためには、住民に対する利用希望の調査が必要。(資料1-2 P5参照)
- 〇昨年8月に成立した子ども・子育て支援法においては、
 - ・子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て 支援事業の利用に関する意向などを勘案して作成、
 - ・子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、 これらの事情を勘案して作成するように努めるものする、
 - ことを法定し、市町村による住民の利用希望などの把握を明記。
 - →子ども・子育て支援新制度では、住民の利用希望の把握の必要性が高い。 ※次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画には、上記の規定はなし。

<子ども・子育て支援法第62条(抄)>

- 1 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に 基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、<u>子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域</u> 子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成しなければならない。
- 5 <u>市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握</u>した上で、これらの 事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

2. 利用希望などの把握にかかる考え方について

(1) 利用希望の把握の主体

- 〇新制度の実施主体たる市町村が、具体的な内容を決定。
 - ※利用希望の把握の実施時期、実施方法など
- ○国は、新制度の趣旨に照らし、下記を実施。
 - ①各市町村の事業計画に「量の見込み」が適切に設定されるよう、利用希望の 把握方法のひな形を提示。
 - ※各市町村は、上記のひな形を踏まえて具体的な内容を決定。
 - ②各市町村が作成する事業計画において設定される「量の見込み」について、「現在の利用状況」+「今後の利用希望」を踏まえて設定することを、国の基本指針に規定。

(2) 利用希望の把握方法

- ①対象年齢
 - ○新制度は、「幼児期の学校教育」・「保育」・「地域の子育て支援」の3本柱。
 - 「幼児期の学校教育」・「保育」 → 対象年齢は就学前の子ども(0~5歳)
 - ・「地域の子育て支援」 → 対象年齢は、放課後児童クラブ(小学生)を 除き、概ね就学前の子ども(0~5歳)

- → 利用希望の把握は、就学前の子ども(0~5歳)を主たる対象としては どうか。
 - ※放課後児童クラブについては、自治体の調査・集計負担を軽減する観点から、利用希望の把握の対象は、一定年齢以上の児童を基本とするが、地域の実情を踏まえ、自治体の判断で現在の利用児童について高学年の利用希望を別途把握することとしてはどうか。

②把握方法

- 対象年齢の子どもがいる世帯へのアンケート調査。(→抽出調査が基本)
- 具体的な抽出方法は、各市町村において設定。

③把握する具体的な項目

- 1) 利用希望を把握する事業の区分・・・就学前の子ども(0~5歳)
 - ´•「幼児期の学校教育」•「保育」 → 定期的な利用が主。

(例:月~金又は土の利用で1日〇時間/月・水・金・土の利用で月△時間 など)

「地域の子育て支援」 → その都度の利用が主。

(例:地域子育て支援拠点事業を週口日程度利用 など)

→ 「幼児期の学校教育」・「保育」と「地域の子育て支援」とでは、利用実態・希望に差があることから、「定期的に利用する事業」、「その都度の不定期で利用する事業」の大きく2グループに分けて項目を整理してはどうか。

★「幼児期の学校教育」に含まれる事業・・・

幼稚園、認定こども園(標準時間)

※幼稚園における「預かり保育」については、利用の有無や利用状況を区別して把握。

★「保育」に含まれる事業・・・

認可保育所、認定こども園(長時間利用)、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、自治体が独自に認証・認定した保育施設、その他の認可外保育施設 など

☆「地域の子育て支援」に含まれる事業・・・

子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 など

- 2) 1) の各区分に応じて「現在の利用状況」+「今後の利用希望」を把握。
 - → 現在の利用状況のまま/現在利用している事業について利用頻度を 変更したい/現在は利用していないが今後は利用したい など
 - ※一歳まで育児休業を取得できた場合の利用開始の希望時期を併せて把握。
- 3)「保育」は就労状況によって利用可否が変わる
 - ※新制度では保育の必要性の認定は保護者の就労が主たる要件。
 - → 今後の就労希望を調査。
 - ・就労を希望する時期や就労形態等について複数の選択肢を付して聞く。

4検討に際して考慮すべき点

〇次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画策定時の調査における課題点について(これまでに寄せられた意見と対応方針)

<実際の必要量よりも見込み量が多く出る傾向との意見>

- ・保育の必要量が実際の利用状況に比べて高く出る傾向が見られる。 (「働きたい」と希望しても、実際の就労に結びつかないケース がある/利用料の記載がない など)
- ・放課後児童クラブの必要量が実際の利用状況に比べて高く出る傾向が見られる。(「働きたい」と希望しても、実際の就労に結びつかないケースがある/利用料の記載がない など)
- ・その他の事業(一時預かり、病児・病後児保育等)の必要量が 実際の利用状況に比べて高く出る傾向が見られる。(類似の機能 を有する事業について、事業ごとに利用希望を聞いている/ 利用料の記載がない など)

- → ・一定の利用料が発生することを明記。
 - ・就労希望の時期や就労形態等について複数の選択肢を付して聞く。
 - ・同趣旨の事業の利用希望についてはまとめて把握し、実施する 事業の振り分けについては、各自治体が裁量を持てる形にする。

<見込み量が十分ではないとの意見>

- ・子育て家庭の孤立化が進んでいる。
- ・地域の子育て支援の認知度が十分でなく、質が十分でないため、 利用希望が出にくい。

(「地域の子育て支援」(放課後児童クラブ含む。))

- 〇調査項目を増やしてきめ細かな調査をしたいという自治体と、項目を絞ってわかりやすくしたい(簡略で回答しやすい調査)という自治体の双方あり。
 - → 必須(=全国共通)項目を明確化しつつ、必要に応じて、項目を追加 あるいは、絞り込みができるような仕組みが必要。



いずれにせよ、実施主体たる市町村の意見を反映しながら検討することが必要。

3. 「調査票のイメージ (たたき台)」に対していただいた主なご意見と対応方針 (案)

	ご意見	対応案
たたき	台全般に関するご意見	
1	回答者が、子ども・子育て支援の意義や制度の趣旨・ 考え方を理解して回答できるよう、冒頭に記載を入 れるべきではないか	冒頭に子ども・子育て支援の意義や制度の趣旨等を説明 する記述を追加
2	回答者が、調査が自治体の計画づくりのために行われることを理解して回答できるよう、冒頭で調査の目的についての記載を入れるべきではないか	調査の目的を説明する記述を追加
3	「子育て」「教育」など用語の整理をしないと回答 者が混乱するのではないか	調査票の冒頭に、「子育て」「教育」などの定義の記載 を追加
4	 回答者の負担を減らすため、設問を絞り込み、もっと簡潔な調査とすべきではないか 詳細な分析を可能意図するため設問(同居・近居の親族の状況、許容できる利用料の水準、自宅から通える距離等)を追加すべきではないか 調査の具体的な内容については市町村が決定とのことだが、市町村の判断で省略や変更が可能な設問と、そうではない設問の区別を示して欲しい 	調査票のイメージについての議論を整理した上で、必須 項目とそれ以外の区分けを行う (→詳細は次回検討)

	ご意見	対応案
5	調査結果の集計方法や市町村子ども・子育て支援事業計画への記載方法について地方公共団体の担当職員用の作業の手引きを示して欲しい	調査票のイメージについて整理した上で、作業の手引き についても提示を検討
6	市町村で調査票の検討を行う際の情報として、各設 問を設けた趣旨がわかるようにして欲しい	「5」の作業の手引きと合わせて設問の趣旨の記載を検 討
7	出産前の母子手帳取得者に対しても利用希望について把握をすべきではないか	自治体からは積極的な意見と消極的な意見の双方が出されているが、 ・把握方法については、出産前の方に出産後の確かな利用希望を求めるのは負担が大きく困難ではないか・対象者の選定に慎重な配慮が必要であり、事務負担にも留意が必要などのご意見があり、引き続き検討
個別の	設問に関するご意見	
関係	同居や近隣に居住している親族等の有無についても 尋ねるべきではないか	同居・近居の親族等による子どもの世話の可否については、問6において把握することを想定

	ご意見	対応案
問 12	「フルタイム」と「パート・アルバイト」の定義を	選択肢について、以下のとおり記載
関係	すべきではないか	ア. フルタイム(1週当たり5日程度・1日当たり8時間程度就労)
		イ.パートタイム、アルバイト(「ア」以外)
		→1週当たり□日 1日当たり□□時間
問 13	フルタイムへの働き方の転換希望について、「1年	他の設問とのバランスを見ながら次回検討
関係	以内に」などの具体的な記述を加えるべきではない	
	か	
問 14	子育てや家事に専念したい方などもいるため、「就	「子育てや家事に専念したい(就労の予定はない)」に
関係	労したくない」という選択肢の表現を改めるべきで	修正
	はないか	
問 15	利用している(希望している)事業の選択肢につい	施設・事業の名称については、それぞれの地域において
問 16	て、地域での名称が様々であり、回答者にわかりや	親しまれている名称もあると考えており、市町村におい
関係	すいものとすべきではないか	て実際の調査票を作成する際に回答者にとってわかり
		やすい名称に変更することも可能
問 15-4	選択肢6の「子どもの教育や発達のため」は、幼稚	「子ども教育や発達のため」は就労の有無とは関係な
関係	園・保育所など定期的な利用に共通の理由であり、	く、全ての方が利用する理由として挙げる可能性がある
	就労の有無等と並列に扱うことは不適当ではないか	ため、選択肢の冒頭に位置づけ。当てはまる選択肢を全
		て選択する方式に修正

	ご意見	対応案
問 16	利用を希望する事業の選択肢に「小規模保育」を追加すべきではないか	「小規模保育」を選択肢として追加
問16等	実施法人等が独自に利用料を設定している事業や未	実施法人等が独自に利用料を設定している事業につい
関係	実施事業についてはどのように利用料を提示するの か	ては地域における代表的な利用料、未実施事業については類似事業の利用料を例示として提示することなどを
		想定
問 26	「未就学児」と「就学児」それぞれについて調査を	放課後児童クラブの利用希望の把握については、一定年
~	行うべきではないか	齢以上の未就学児を対象とすることを基本とするが、小
問 29		学校高学年の利用希望に関して、地域の実情を踏まえ
関係		て、自治体の判断で就学児を対象に把握することも可能
		としてはどうか
問 30	育児休業等に関する質問については男女で質問を同	自治体の行動計画で量の見込みを算定するに当たって
関係	ーとすべきではないか	の影響は限定的。自治体の判断で追加できる取扱とする
		ことを検討。
問 30-3	子どもが3歳になるまで育児休業を取得できる場合	設問を追加
関係	の希望について尋ねるべきではないか	